

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

2 佐地環第 93-2 号
令和 2 年 10 月 22 日

長野県佐久地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	小柳産業株式会社 代表取締役 小柳 好範 長野県上田市材木町二丁目 12 番 10 号	
申請の区分 (I)	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可	
条例第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市東内字太年寺 1465 番地 1
	②廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物：ごみ処理施設（破碎施設） 産業廃棄物：廃プラスチック類等の破碎施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 廃家電（家電リサイクル法対象物を除く。）、 廃家具、木くず、廃プラスチック類（容器包装リサイクル法対象物を除く。） ○産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○一般廃棄物 廃プラスチック類 6.624 t/日 (0.828 t/h 8 時間稼働) 木くず 19.20 t/日 (2.40 t/h 8 時間稼働) ゴムくず 13.04 t/日 (1.63 t/h 8 時間稼働) 金属くず 44.80 t/日 (5.60 t/h 8 時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 52.32 t/日 (6.54 t/h 8 時間稼働) ○産業廃棄物 廃プラスチック類 6.624 t/日 (0.828 t/h 8 時間稼働) 木くず 19.20 t/日 (2.40 t/h 8 時間稼働) がれき類 52.32 t/日 (6.54 t/h 8 時間稼働) ゴムくず 13.04 t/日 (1.63 t/h 8 時間稼働) 金属くず 44.80 t/日 (5.60 t/h 8 時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 52.32 t/日 (6.54 t/h 8 時間稼働)

条例第37条	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新 破砕施設の設置場所 上田市東内字太年寺 1465 番地 1 (敷地内での移設)	旧 破砕施設の設置場所 上田市東内字太年寺 1465 番地 1
	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 上田市東内下和子地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・上田市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第28条第2項、 条例施行規則第22条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 令和2年10月2日(金)午後7時から (開催場所) 下和子公民館コミュニティセンター榎実の家 (上田市東内1532番地4)	
	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(閲覧場所) 長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和2年10月23日(金)から 令和2年11月5日(木)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。) (時間) 午前8時30分から午後5時まで	

3 提出できる意見

根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第37条	○第36条第1項の関係市町村長 ○第36条第1項の関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 令和2年11月5日(木) 提出先 〒385-8533 佐久市跡部65-1 長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。